

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）

都市計画六本木三丁目地区地区計画を次のように決定する。

幅員の〔 〕内は全幅員を示す。

名 称	六本木三丁目地区地区計画	
位 置 ※	港区六本木三丁目地内	
面 積 ※	約 0.9ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、放射 22 号線（六本木通り）に接するとともに、周辺に地下鉄 2 駅が立地するなど交通利便性の高い地区であり、地形の起伏や地区のイメージを大切にしながら、大規模開発を計画的に誘導し、都市基盤の整備、住宅の確保、防災性の向上を図る地区として整備推進する。</p> <p>地区の特性、位置づけを踏まえ、防災性や安全性を踏まえ円滑な交通に貢献する都市基盤を整備し、落ち着いた住環境の中に良質な住宅ストックを形成する居住機能と、幹線道路沿道の街並みを形成する商業・業務機能等が調和した、安全で快適な、魅力ある複合市街地の形成を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と魅力ある複合市街地の形成を図るため</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 商業・業務機能と住宅とが融合した土地利用を目指す。</li> <li>2) 幹線道路沿道には、周辺の商業地と調和の取れた魅力ある街並みを形成する商業機能を配置する。</li> <li>3) 街区内部においては、近隣の住宅地の環境に配慮した落ち着きのある、定住性の高い居住機能を配置する。</li> </ol>
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 周辺地区を含めた防災性の向上を図るため区画道路を拡幅（一部新設）整備する。</li> <li>2) 周辺地区との繋がりに配慮した、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。</li> <li>3) うるおいと安らぎの場を創出するとともに、ゆとりある良好な歩行者空間を確保するため、広場及び歩道状空地を整備する。</li> </ol>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 良好な居住環境と健全で魅力ある複合市街地にふさわしい土地利用の誘導を図るため、建築物の用途の制限を定める。</li> <li>2) 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、容積率の最低限度を定める。</li> <li>3) 良好な都市環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</li> <li>4) 安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。</li> <li>5) 道路や広場と建築物が調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</li> <li>6) 快適な市街地環境や良好な都市景観を形成するため、地区内の緑化に努める。</li> </ol>

地区整備計画	位置	六本木三丁目地内					
	面積	約0.9ha					
	地区施設の配置 及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	区画道路1号	3m〔6m〕	約85m	—	既設（特別区道第921号線）
			区画道路2号	3m〔6m〕	約30m	—	既設（特別区道第919号線）
			区画道路3号	6m〔6m〕	約115m	—	拡幅（特別区道第399号線）
			区画道路4号	6m〔6m〕	約20m	—	新設
		その他の公共空地	広場	—	—	約580㎡	新設
	歩道状空地		4m	約320m	—	新設	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
容積率の最低限度		10分の30					
敷地面積の最低限度		500㎡					
壁面の位置の制限		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、地下自動車駐車場又は自転車駐車場の出入口部分、落下防止のための庇を除く。					
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、原色を避けるなど周辺環境に配慮した色調とする。また、建築物の屋上部を積極的に緑化する。					

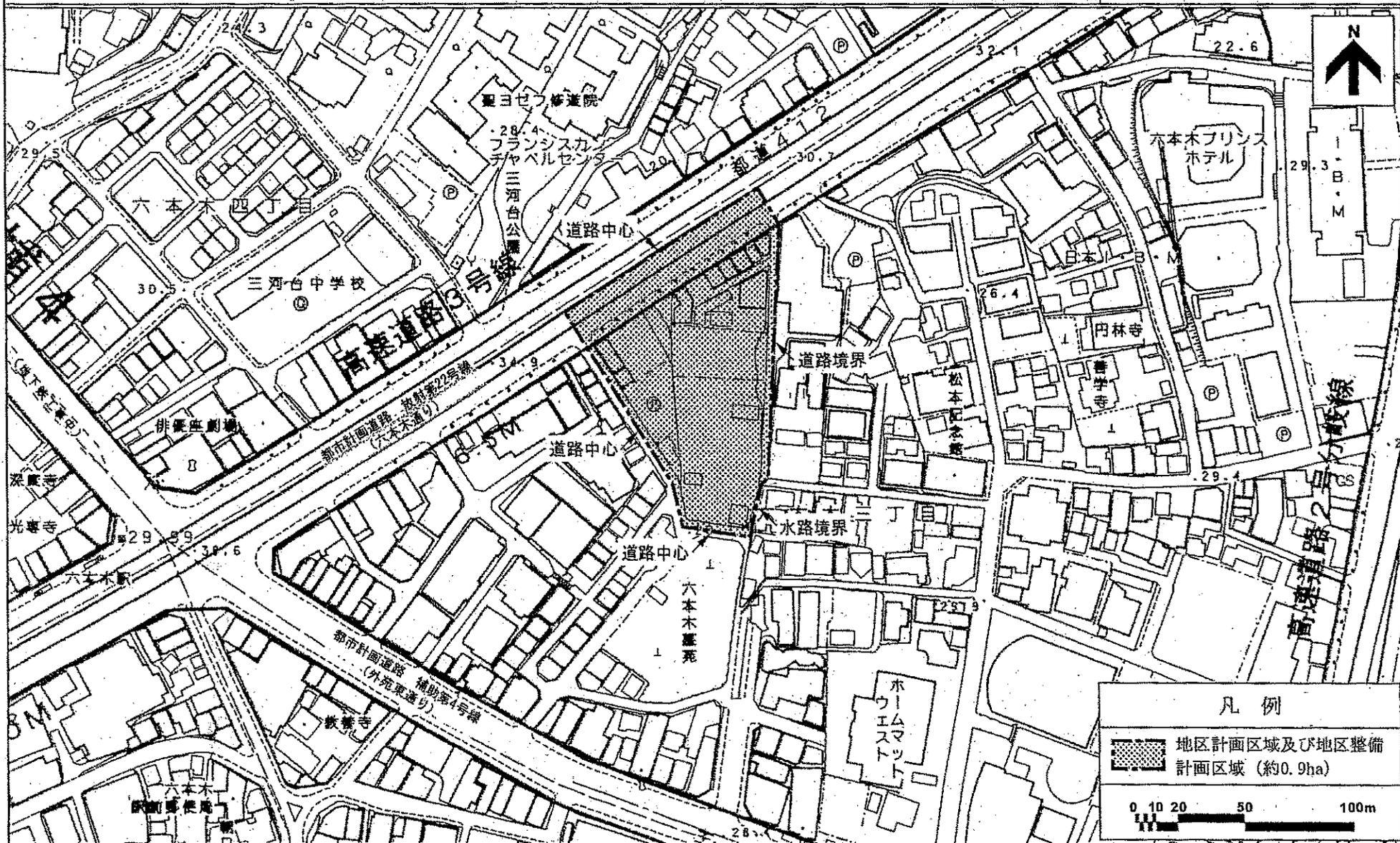
※ 知事同意事項

建築物の容積率の最低限度に係る部分については、次の部分を延べ面積に算入しない。

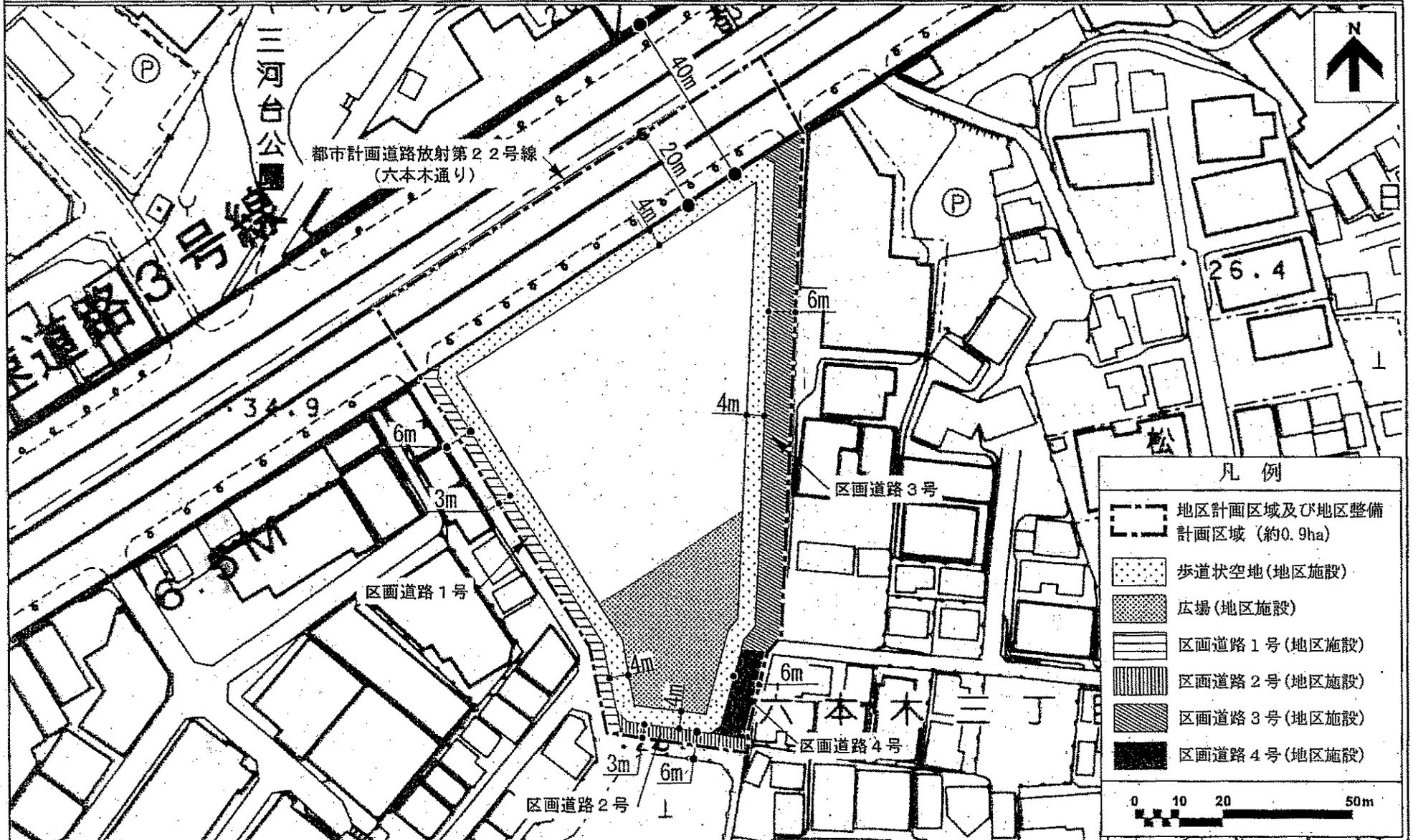
- 1 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む）の用途に供する部分
- 2 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 3 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置は計画図表示のとおり」

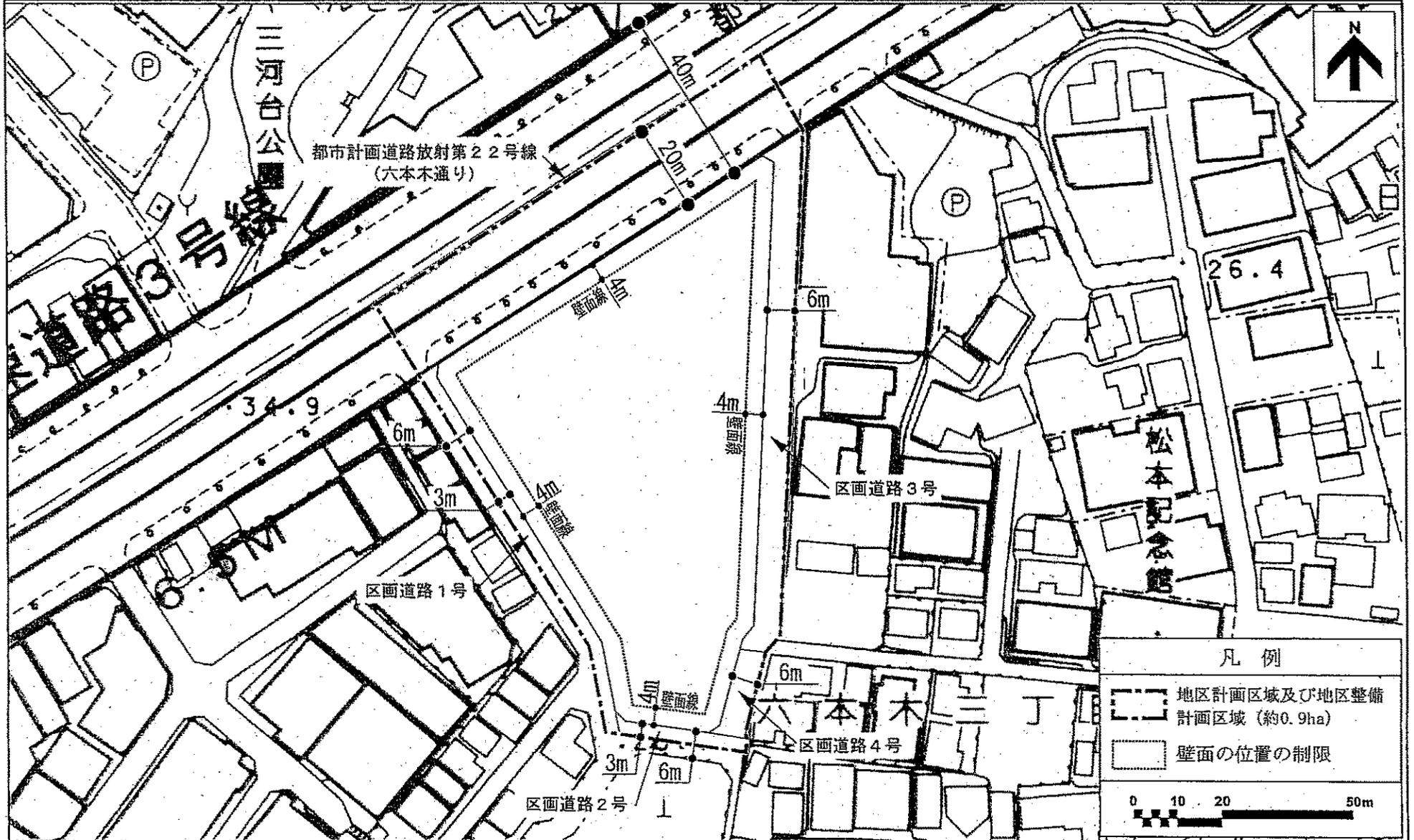
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な、魅力ある複合市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 5000の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 16都市基交第253号、平成16年9月21日 (承認番号) 16都市基街第449号、平成16年9月15日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 16都市基交第253号、平成16年9月21日 (承認番号) 16都市基街第449号、平成16年9月15日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 16都市基交第253号、平成16年9月21日 (承認番号) 16都市基街第449号、平成16年9月15日